

第 4 号

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年6月5日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例
(熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和31年熊本県条例第35号)の一部を次のように改正する。

第25条の16第2項中「1,080円)」を「1,440円)」に改め、同項第1号中「710円」を「950円」に改め、同項第2号中「1,080円」を「1,440円」に改める。

第25条の20第2項中「配偶者手当」を「同行配偶者手当」に改める。

(熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和29年熊本県条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表第19号作業の項中「840円(大規模な)」を「1,120円(大規模な)」に、「1,080円」を「1,440円」に改める。

(東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部改正)

第3条 東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例(平成23年熊本県条例第57号)の一部を次のように改正する。

第2条中「840円」を「1,120円」に、「1,080円」を「1,440円」に、「1,680円」を「2,240円」に、「2,100円」を「2,800円」に、「2,520円」を「3,360円」に改める。

第6条中「1,680円」を「2,240円」に、「2,100円」を「2,800円」に、「2,520円」を「3,360円」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例(以下「第1条改正後特殊勤務手当条例」という。)の規定、第2条の規定による改正後の熊本県警察

の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「第2条改正後警察職員特殊勤務手当条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例（以下「第3条改正後特殊勤務手当特例条例」という。）の規定は、令和8年4月1日から適用する。

（手当の内払）

3 第1条改正後特殊勤務手当条例、第2条改正後警察職員特殊勤務手当条例又は第3条改正後特殊勤務手当特例条例の規定を適用する場合には、次の各号に掲げる条例の規定に基づいて支給された手当は、当該各号に定める条例の規定による手当の内払とみなす。

(1) 第1条の規定による改正前の熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例 第1条改正後特殊勤務手当条例

(2) 第2条の規定による改正前の熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例 第2条改正後警察職員特殊勤務手当条例

(3) 第3条の規定による改正前の東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例 第3条改正後特殊勤務手当特例条例

（提案理由）

国家公務員における取扱いを踏まえ、特殊勤務手当の額を見直す等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。